

議案第 6 号

君津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務について、新たに個人番号を利用するため、君津市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年君津市条例第 4 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

君津市個人番号の利用に関する条例（平成27年君津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第2の1の項特定個人情報の欄中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表に次のように加える。

6 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
------	--	-------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第1（第4条）		別表第1（第4条）	
機関	事務	機関	事務
1～4	省略	1～4	省略
5 市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第2（第4条）		別表第2（第4条）	
機関	事務	特定個人情報	機関
1 市長	君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	1 市長
		生活保護関係情報（生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報（地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	
		障害者関係情報（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	
		生活保護関係情報（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報（地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの	

医療保険給付関係情報（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

2～5 省略

6 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
------	--	-------------------------------------

医療保険給付関係情報（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの
子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

2～5 省略